

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月31日

京都市監査委員 内海 貴夫

同 日置 文章

同 不室 嘉和

同 出口 康雄

京都市監査委員規程第2号

京都市監査事務局規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条第1項中「局に」を「京都市監査委員条例第2条に規定する監査事務局（以下「局」という。）に」改め、「課に課長」を「行政監査課長，財務監査課長，工事監査課長及び担当課長補佐又は担当係長」に改め，同条第4項を削り，同条第5項中「次長」の右に「又は担当課長」を加え，同項を同条第4項とし，同項の次に次の1項を加える。

5 担当課長の職名の前に，代表監査委員が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第2条第6項を削り，同条を第1条とする。

第3条第1項中「事務を統轄し」を「所掌事務を掌理し」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 次長は，局長を補佐する。

第3条第3項中「担当課長，」を「前条第1項に規定する課長及び担当課長（以下「課長等」という。）に，「及び」を「並びに」に改め，同条を第2条とする。

第4条第1項中「及び課長」を削り，同条第2項中「担当課長，」を「課長等，」に改め，「を定め，担当課長補佐及び担当係長は，補佐職員があるときは，その担当事務」

を削り、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

3 課長等，担当課長補佐及び担当係長は，補佐職員があるときは，その担当事務を定める。

第5条第2項中「課長又は担当課長」を「，課長等」に改め，同条第3項中「課長又は担当課長」を「課長等」に，「担当課長補佐」を「，担当課長補佐」に改め，同条を第4条とし，同条の次に次の1条を加える。

(事務の概目)

第5条 局において取り扱う事務の概目は，次のとおりとする。

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 監査委員協議会その他監査委員に関すること。
- (3) 定期監査に関すること。
- (4) 行政監査に関すること。
- (5) 財政援助団体等監査に関すること。
- (6) 請求又は要求に基づく監査に関すること。
- (7) 例月出納検査に関すること。
- (8) 決算審査に関すること。
- (9) 基金運用状況審査に関すること。
- (10) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。
- (11) 外部監査人の監査の事務への協力に関すること。
- (12) その他監査に関すること。

第6条から第8条までを削り，第9条を第6条とし，第10条を第7条とする。

附 則

この規程は，平成22年4月1日から施行する。

(監査事務局第一課)